

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		認定特定非営利活動法人への寄附金額が 2000 円を超える場合、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする (国1)(所得税:外) (地1)(個人住民税:外)
			【新設・延長・拡充】
2	要望の内容		寄附金額が 2000 円を超える場合、寄附金控除が適用される場合、寄附金額算出に当たって控除する 2000 円を廃止し、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする。
3	担当部局		政策統括官(経済社会システム担当)付 参事官(「新しい公共」・市民活動促進担当)
4	評価実施時期		平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		-
6	適用又は延長期間		恒久化
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>・「新しい公共」によって支え合う社会の実現のためには、その担い手の一つである特定非営利活動法人の活動の活発化が今後も必要であるが、特定非営利活動法人は財政基盤に不安を抱えている法人も多く、今まで以上に寄附を集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。</p> <p>平成 23 年度税制改正により寄附税制が拡充されたが、現在の寄附金控除の計算にあたって、寄附金額から 2000 円を控除した額の最大五割が税額控除される仕組みとなっている。</p> <p>しかし、寄附の大宗を占める少額寄附の控除額算出にあたって 2000 円を控除すると税額控除が極めて小さくなり、草の根の寄附を増やすという平成 23 年度税制改正の趣旨が損なわれることとなっている。</p> <p>ただし、適用下限額の 2000 円については、寄附金控除の適用対象とした場合に、税務執行上煩雑となりかねないため、維持することとする。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本再生戦略」(平成 23 年 7 月 31 日閣議決定) ・「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定) ・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議 平成 22 年 6 月 4 日) ・「市民公益税制PT中間報告書」(税制調査会市民公益税制PT 平成 22 年 4 月 8 日)

	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策分野】 経済財政政策 【政策】 4. 経済財政政策の推進 【施策】 ⑩市民活動の促進</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・2000 円を超える寄附を行った場合、寄附金控除の算定にあたって 2000 円の控除が行われることとなっており、少額寄附に対する還付率が低いことが、寄附促進の阻害要因の一部となっている。また、平成 23 年度税制改正において、PST 基準の絶対値基準として「3000 円以上の寄附を 100 人以上集める」とが追加されたところであり、新寄附税制の効果を最大限に発揮するためには、2000 円の控除の撤廃を行う必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・特定非営利活動法人等に対する国民の自発的な寄附の流れを 2020 年までに GDP 比 5~10 倍増(個人寄附:09 年約 1,000 億円(GDP 比 0.02%)→6.5 千億円~1 兆 3 千億円(GDP 比 0.1~0.2%)とする(「新成長戦略」(別表)「成長戦略実行計画(工程表)P82」)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ・「新しい公共」の担い手の一つである特定非営利活動法人については、その財政基盤の脆弱さが、その活動を維持する上での問題とされている。目標である、法人活動が寄附によって支えられる環境の整備により、国民一人一人の寄附を通じて法人の活動を支え、「新しい公共」へ参加を促すことにより、法人の財政上の問題が緩和され、法人活動が促進されることが見込まれる。</p>
8 有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>寄附金額の全額が控除対象となることにより、認定特定非営利活動法人への草の根の寄附が増加することが見込まれる。これにより、認定を受けるインセンティヴが高まることで、財政基盤の整備等が進むと考えられる。</p> <p>〔・下限額控除の撤廃による寄附者の増加試算 $\underline{①10,420 \text{ 万人} \times ②23.1\% \times ③57.7\% \times ④11.3\% = 156 \text{ 万人}}$ ※①20 歳以上人口(平成 22 年国勢調査より) ②過去に寄附を行ったことがない割合(平成 24 年内閣府調査より、以下③、④同じ) ③認定 NPO 法人に寄附したいと思わない割合 ④寄附金をしない理由が寄附金の還付率が低いことによる割合〕</p> <p>〔・下限額控除の撤廃による寄附金額の増加試算 $\underline{156 \text{ 万人} \times 3,000 \text{ 円(寄附金額(前年寄附金額 0 円)の中央値)} = 4,680 \text{ 百万円}}$ 〕</p>

	② 減収額	<p>初年度及び平年度：国税▲69(百万円)、地方税▲29(百万円)</p> <p>算定根拠については次のとおり。なお、寄附金控除適用者数、寄附金控除金額については別添参照</p> <p>① 寄附金控除及び税額控除適用者数のうちNPO法人に対する寄附者 $(121.9 \text{ 万人} + 25 \text{ 万人}) \times 10.2\%^{(\text{注})} = 14.9 \text{ 万人}$ (注)別添「『平成 23 年度実態等調査』図表 3-34」の寄附した相手として NPO 法人を挙げている割合</p> <p>② 下限額控除の撤廃により控除対象となる寄附金額 $14.9 \text{ 万人} \times \Delta 2,000 \text{ 円} = \Delta 2.9 \text{ 億円} \cdots \cdots \cdots \text{ 税減収対象寄附金額}$</p> <p>③ 税減収額</p> <p>(1) 国税所得控除 $\Delta 2.9 \text{ 億円} \times 91\% \text{ (所得控除を選択する比率)} \times 22.7\% \text{ (平均所得税率)}$ $= \Delta 0.6 \text{ 億円}$</p> <p>(2) 国税税額控除 $\Delta 2.9 \text{ 儑円} \times 9\% \text{ (税額控除を選択する比率)} \times 40\% \text{ (税額控除適用割合)}$ $= \Delta 0.1 \text{ 億円}$</p> <p>国税 税収減合計△0.7 億円(69 百万円)</p> <p>(3) 地方税税額控除 $\Delta 2.9 \text{ 億円} \times 10\% \text{ (道府県民税率4%、市町村民税率6%)}$ $= \Delta 0.3 \text{ 億円}$</p> <p>地方税 税収減合計△0.3 億円(29 百万円)</p> <p>(参考)所得控除と税額控除の按分方法について 平成 23 年分の所得税における控除対象の寄附金額計 $1,262 \text{ 億円} (\text{所得控除分}) + (50 \text{ 億円} \div 40\% \text{ (税額控除分)})$ $= 1,262 \text{ 億円} + 125 \text{ 億円}$ $= 1,387 \text{ 億円}$</p> <p>所得控除を選択する比率: $1262 \text{ 億円} \div 1387 \text{ 億円} = 91\%$ 税額控除を選択する比率: $125 \text{ 億円} \div 1387 \text{ 億円} = 9\%$</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月) ・認定特定非営利活動法人数 267 法人(平成 24 年 8 月 1 日現在)

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【法人】 認定特定非営利活動法人 267 法人(平成 24 年 8 月 1 日現在) ・【個人】 平成 22 年度に寄附金控除の申告を行った者 約 23 万人 <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行、2000 円を超える寄附を行った場合、寄附金控除の算定にあたって 2000 円の控除が行われることとなる。これにより、少額寄附に対する還付率が低くなり、寄附を行いうんセンティブの阻害要因の一つとなる可能性が生じ、草の根の寄附を増やすという平成 23 年度税制改正の趣旨が損なわれることとなる。 <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人等に対する国民の自発的な寄附の流れを 2020 年までに GDP 比 5~10 倍増(個人寄附:09 年約 1,000 億円(GDP 比 0.02%)→6.5 千億円～1 兆 3 千億円(GDP 比 0.1~0.2%)とする(「新成長戦略」)うえで必要となる税制上の措置である。 	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	寄附金の税制優遇に係る認定特定非営利活動法人制度は、制度の発足以来約 10 年を経ており、この間、認定基準の緩和や寄附金税額控除制度の導入等、累次の改正が行われてきた。結果として認定法人数は増加しているが、まだ十分ではないとの指摘がなされている。寄附金額が全額控除対象となることにより、草の根の寄附が増加することが見込まれる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	租税特別措置等以外に、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度税制改正要望(特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 平成 24 年 7 月) 「寄附金控除において、個人向け寄附税制をより一層拡充するため、少額寄附を対象外とする適用下限額(足切り金額)も撤廃するべきです。」 	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 7 月	

寄附金控除等の適用状況

(国税庁発表資料「平成23年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告について」より作成)

	22年分	23年分
寄附金控除 (所得控除)	579千人 624億円	<u>1,219千人</u> <u>1,262億円</u>
寄附金等特別控除 (税額控除)	29千人 9億円	<u>250千人</u> <u>50億円</u>

図表3-34 寄附した相手

